

札幌市災害時基幹病院制度実施要綱

平成8年9月6日
(衛生局長決裁)

(目的)

第1条 札幌市災害時基幹病院制度実施要綱(以下「要綱」という。)は、災害が、札幌市内で発生したとき、同時に多数発生する重症の傷病者に対し、迅速かつ円滑に医療を提供することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「札幌市災害時基幹病院」(以下「基幹病院」という。)とは、重症の傷病者に対し緊急手術等の必要な医療を提供する病院として札幌市長(以下「市長」という。)が指定したものをいう。

2 この要綱において「病院」とは、医療法(昭和23年7月30日 法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。

3 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年11月15日 法律第223号)第2条第1項第1号に定める災害のほか、大規模な事故並びに火災及び破壊活動等の人的災害を含むものをいう。

(基幹病院の役割)

第3条 基幹病院は、原則として札幌市(以下「市」という。)消防局等の行政機関及び他の医療機関の收容要請に基づき搬送されてくる重症傷病者に対し、收容能力に応じ可能な限り重症傷病者の受け入れを行うとともに、緊急手術等の必要な医療を提供することを役割とする。

(基幹病院の指定)

第4条 市長は、次条に定める指定対象病院に該当する病院の中から、別に定める指定要領により基幹病院を選定し、指定する。

(指定対象病院)

第5条 基幹病院の指定対象となる病院は、別に定める。

(活動要請)

第6条 基幹病院は、市長の要請により活動を開始する。

ただし、災害の規模に応じて、基幹病院が必要と認めたときは、市長の要請によらず、自発的に活動を開始する。

(市の支援)

第7条 市は、災害発生後、基幹病院が必要な医療を提供するとき、次の各号に掲げる事項の支援に努める。

(1)血液、医薬品、医療資器材、ライフラインの優先的供給

- (2)情報の提供
- (3)連絡要員等の派遣
- (4)その他必要な支援

(支援病院)

第8条 市長は、何らかの原因により基幹病院機能が著しく損なわれるおそれのあるときは、基幹病院の機能を代替あるいは分担する能力があると認められる病院に支援を要請する。

(連絡協議会)

第9条 市に、基幹病院及び関係機関との情報交換及び連携強化を図るため、基幹病院等で構成する札幌市災害時基幹病院等連絡協議会を置く。

(附則)

この要綱は、平成8年9月6日から施行する。